

保 発 0 1 2 5 第 4 号
平成 2 9 年 1 月 2 5 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について

本日、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 9 号）が公布されたところである。

その内容は下記のとおりであるので、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合に周知されたい。

記

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 104 条第 2 項に基づき、後期高齢者医療の保険料について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）の一部を以下のとおり改正する。

1. 改正の趣旨

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しに伴い、元被扶養者に係る保険料の算定基準の見直しを行うとともに、経済動向等を踏まえ、低所得世帯の被保険者に係る保険料の減額基準を見直すため、高確令について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しに伴う元被扶養者の保険料の算定基準の見直し（高確令附則第 11 条の 2 関係）

被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の算定基準について、資格取得後 2 年間に限らず均等割を 5 割軽減することとする期間を、「当分の間」から「平成 29 年度及び平成 30 年度」に限定する。

(2) 低所得世帯の被保険者に係る保険料の減額基準の見直し（高確令第 18 条第 4 項関係）

所得の低い世帯に属する被保険者に係る保険料の均等割額を減額する基準について次のとおり見直しを行う。

- ① 均等割額を5割軽減する基準について、被保険者数に乗ずる金額を26.5万円から27万円に改める。
- ② 均等割額を2割軽減する基準について、被保険者数に乗ずる金額を48万円から49万円に改める。

(3) 上記改正に伴う所要の経過措置を設ける。

3. 施行期日

平成29年4月1日